

物価高騰対応重点支援給付金のご案内

(新たに住民税非課税または均等割のみ課税となった世帯)

対象世帯のみまさまへ

- 物価高騰対応重点支援給付金 **(1世帯あたり10万円)** は、令和5年度に実施した低所得世帯への給付金の給付対象とならなかった世帯が、令和6年度において新たに住民税非課税または住民税均等割のみ課税世帯となった場合に支援する給付金です。
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。
- 申請の**締め切りは、令和6年10月31日(木)まで**です。

給付金の支給額

1世帯あたり10万円
(18歳以下の子どもがいる場合は
1人あたり5万円加算)

給付金の支給時期

確認書(または申請書)の受理日以降
順次

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯

令和6年6月3日(基準日)時点で、陸別町の住民基本台帳に登録されており、令和6年度に新たに住民税が非課税または住民税均等割のみ課税となった世帯が対象です。

※ただし、次の世帯を除きます。

- ①住民税課税者の被扶養者のみからなる世帯
- ②令和5年度において給付金の対象となった世帯

※加算対象となる子どもは、平成18年4月2日以降に生まれた子どもです。

課税状況等により、対象世帯であると
陸別町が**確認できた**世帯

課税状況等により、対象世帯であると
陸別町が**確認できない**世帯

確認書が届きますので、確認書を
返送してください。

詳しくは裏面「I」へ

支給対象となることを証明する
申請書等の提出が必要です。

詳しくは裏面「II」へ

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

給付金の支給手続き

I 令和6年度に新たに住民税非課税または住民税均等割のみ課税となった世帯に該当することを陸別町が確認できた世帯

- 対象となる世帯には、陸別町から、給付内容や確認事項が書かれた確認書を送付します。
- 記載内容を確認して、役場総務課企画財政室に返信してください。

【確認事項】

- ①記載された給付金振り込み口座番号に誤りがないか
- ②住民税が課税されている方の被扶養者のみの世帯ではないこと
※世帯員全員が、住民税が課税されている方の被扶養者となっている場合は、本給付金の対象外となります。
- ③令和5年度において給付金の対象となっていないこと（他の市町村で給付金を受給した場合も対象外となります。）

※本給付金の対象外であることを陸別町で確認している場合は、確認書は届きません。

II 令和6年度に新たに住民税非課税または住民税均等割のみ課税となった世帯に該当することを陸別町が確認できない世帯

- 給付金を受け取るには、申請が必要です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒に役場総務課企画財政室の窓口に、直接または郵送でご提出ください。

※ 世帯の中に、令和6年1月2日以降に転入した方がいる場合は、陸別町では課税状況を確認できない場合があります。令和6年1月1日に住民登録のあった市区町村に確認いたしますので、課税状況の確認同意欄にチェックを入れ、課税地（令和6年1月1日時点の住所）を記載して申請書を提出してください。

- 陸別町が課税状況を確認できなかった全世帯に申請書を送付します。
住民税が課税されている場合は、申請書の返送は不要です。

お問い合わせ

陸別町役場 総務課 企画財政室
0156-27-2141 受付時間 平日8:45~17:30